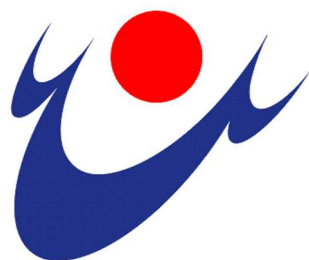


# 日置市木造住宅耐震診断・耐震改修工事補助金

## 申請の手引き



お問い合わせ先

日置市 建設課 建築係（旧合同庁舎2階）

TEL099-273-8871

FAX099-273-8877

## 日置市木造住宅耐震診断・耐震改修工事補助事業

日置市では、建築物の耐震化を促進するため日置市耐震改修促進計画を策定し、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、市民が木造住宅の耐震診断、耐震改修工事を行う場合に予算の範囲内において補助金を交付します。

### 【対象となる住宅】

- 1 1戸建ての専用住宅又は併用住宅（住宅の用途に供する部分の床面積が、延べ面積の過半であるものをいう。）であること。
- 2 地上3階建てまでであること。
- 3 昭和56年5月31日以前に建築（着工）されたものであること。
- 4 現に居住の用に供していること又は居住する予定であること。

### 【補助対象者】

- 1 木造住宅の所有者又は居住者であること。
- 2 木造住宅の所有者と居住者とが異なる場合は、当該所有者及び居住者双方が耐震診断や耐震改修工事の実施について同意していること。
- 3 市税等を滞納していないこと。

### 【補助の要件】

- 1 耐震診断技術者に、耐震診断、耐震改修工事の設計監理を委託すること。（耐震診断技術者とは、建築士で、鹿児島県木造住宅耐震技術講習会受講修了者名簿に登録されたものをいいます。）
- 2 耐震改修工事は、耐震診断によって耐震改修が必要とされた木造住宅とする。
- 3 耐震改修工事において、主な耐震補強箇所を目視で確認できる時期に、市が行う中間検査に合格すること。

### 【補助金の対象となる経費】

耐震診断	耐震診断に要する経費
耐震改修	耐震改修工事に要する経費 （これに伴う実施設計費及び工事監理費を含む。設計のみは対象外）

### 【補助金額】

	補助率	限度額	限度額になる経費の目安
耐震診断	2/3	6万円	9万円以上
耐震改修	23/100	30万円	130.5万円以上

※補助金の交付は、同一の木造住宅につき1回限りとする。

## 【注意点】

- 1 これらの補助制度は、耐震診断や耐震改修工事を行う前に補助金の申請をしていただく必要があります。
- 2 木造以外の構造が混在している住宅、昭和 56 年 6 月 1 日以降に増築された住宅、特殊な工法の住宅などは補助の対象からはずれることがあります。
- 3 耐震診断または耐震改修工事の補助制度は、それぞれが年度内に完了していただく必要があるため、年度内のできるだけ早い時期に補助金の申請を行ってください。
- 4 補助事業の対象とする建築物は、建築基準法に適合している又は適合する必要があります。調査を実施し、実績報告時にその旨、報告をお願い致します。適合していない場合は、是正して頂く必要がございます。

## 【税の優遇措置】

- 1 所得税額の特別控除  
要件を満たす住宅耐震改修を行った場合(居住者が改修を行った場合に限る。)に、その者のその年分の所得税額から一定の金額を控除するものです。これは、その年度分の所得に対する確定申告まで有効です。詳しくは伊集院税務署にお問い合わせください。
- 2 固定資産税の減額措置  
前項の特別控除の対象となる物件は、固定資産額の減額措置の適用対象となります。また、耐震改修が完了した日から 3 か月以内に、市税務課へ申請を行う必要があります。

## 【その他】

- ・予算に到達した時点で受付を終了します。
- ・補助金交付決定後の増額変更はできません。

## 【申し込み先】

日置市役所産業建設部建設課建築係

〒899-2501

鹿児島県日置市伊集院町下谷口 1960-1 (旧合同庁舎 2 階)

TEL:099-273-8871 FAX:099-273-8877

【提出書類】

○耐震診断

《交付申請》

- 木造住宅耐震診断事業費補助金交付申請書（様式第1号）
- 耐震診断実施計画書（様式第2号）
- 耐震診断に係る見積書の写し（耐震診断を実施しようとする耐震診断技術者又は耐震診断事務所の発行するものに限る。）
- 耐震診断を実施する木造住宅の確認通知書、検査済証、登記簿謄本その他木造住宅の所有者及び建築年月日が記載された書類（官公署の発行したのものに限る。）のいずれかの写し
- 耐震診断実施同意書（様式第3号）（貸主又は借主がいる場合に限る。）
- 耐震診断を実施する木造住宅の付近見取図（当該木造住宅の位置が特定できる程度のものである。）
- 耐震診断を実施する木造住宅の配置図（当該木造住宅の配置が特定できる程度のものである。）
- 耐震診断を実施する木造住宅の平面図（延べ面積の算出ができるものとする。）
- 滞納がない旨の証明書（市・県）

《実績報告》

- 木造住宅耐震診断事業費補助金実績報告書（様式第7号）
- 耐震診断結果報告書（様式第8号）
- 耐震診断に係る請求書又は領収書の写し（耐震診断を実施した耐震診断技術者又は耐震診断事務所の発行するものに限る。）
- 補助金（変更）交付決定通知書の写し

《交付請求》

- 木造住宅耐震診断事業費補助金交付請求書（様式第10号）
- 通帳の写し

【提出書類】

○耐震改修工事

《交付申請》

(1) 耐震診断補助要綱に基づく補助金の交付を受けた場合

- 木造住宅耐震改修工事事業費補助金交付申請書（様式第1号）
- 耐震改修工事実施計画書（様式第2号）
- 耐震改修工事に係る見積書の写し（耐震改修工事を実施しようとする施工業者等の発行するものに限る。）
- 耐震改修工事計画図面
- 耐震改修工事実施同意書（様式第3号）

(2) 耐震診断補助要綱に基づく補助金の交付を受けていない場合

- 木造住宅耐震改修工事事業費補助金交付申請書（様式第1号）
- 耐震改修工事実施計画書（様式第2号）
- 耐震改修工事に係る見積書の写し（耐震改修工事を実施しようとする施工業者等の発行するものに限る。）
- 耐震改修工事計画図面
- 耐震改修工事実施同意書（様式第3号）
- 耐震改修工事を実施する木造住宅の確認通知書、検査済証、登記簿謄本その他木造住宅の所有者及び建築年月日が記載された書類（官公署の発行したものに限る。）のいずれかの写し
- 耐震改修工事を実施する木造住宅の付近見取図（当該木造住宅の位置が特定できる程度のものとする。）
- 耐震改修工事を実施する木造住宅の配置図（当該木造住宅の配置が特定できる程度のものとする。）
- 耐震改修工事を実施する木造住宅の平面図（延べ面積の算出ができるものとする。）
- 耐震診断結果報告書

《中間検査申請》

- 耐震改修工事中間検査申請書（様式第5号）
- 設計監理業務契約書の写し
- 耐震改修工事請負契約書の写し
- 耐震改修図面

《実績報告》

- 木造住宅耐震改修工事事業費補助金実績報告書（様式第9号）
- 耐震改修工事監理報告書（様式第10号）
- 耐震改修工事に係る請求書又は領収書の写し（耐震改修工事を実施した施工業者等の発行するものに限る。）
- 補助金（変更）交付決定通知書の写し
- 耐震改修工事中間検査結果通知書の写し

《交付請求》

- 木造住宅耐震改修工事事業費補助金交付請求書（様式第12号）
- 通帳の写し